

議案第68号参考資料

利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例新旧対照表

現行			改正案	
第1条から第11条まで省略			第1条から第11条まで省略	
(報酬)			(報酬)	
第12条 団員の報酬は，次の表のとおりとする。			第12条 団員の報酬は，次の表のとおりとする。	
職名	報酬区分	報酬額	職名	年額報酬
団長	年額	145,000円	団長	145,000円
副団長	〃	73,000円	副団長	73,000円
本部長	〃	73,000円	本部長	73,000円
方面隊長	〃	73,000円	方面隊長	73,000円
本部員	〃	61,000円	本部員	61,000円
分団長	〃	54,000円	分団長	54,000円
副分団長	〃	33,000円	副分団長	42,000円
部長	〃	27,000円	部長	37,000円
班長	〃	27,000円	班長	37,000円
団員	〃	17,000円	団員	36,500円

(費用弁償)

第13条 団員が、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合 1回につき 2,400円

ただし、長時間にわたる場合には8時間をもって1回とし、なお残余の時間がある場合はこれを1回とみなす。

警戒の場合 1回につき 2,400円

訓練の場合 1回につき 2,400円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については助役相当職、副団長、本部長、本部員、分団長は一般職8級相当職、副分団長、部長、班長については4級、団員については2級相当職とみなし、費用弁償を支給する。

3 消防団員が会議に応ずるため出席したときは、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。

4 報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員に支給す

2 報酬は、団員が年の途中において任用されたとき又は退職、失職、休団若しくは死亡によりその職を離れたときは、月割により支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が、水火災等の職務に従事する場合においては、次の表のとおり費用弁償を支給する。

区分	単位	金額
水火災	1回4時間未満	4,000円
	1回4時間以上	8,000円
警戒	1回	2,400円
訓練	1回	2,400円
会議	1回	2,000円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長_____, 副団長、本部長、本部員、分団長は一般職6級相当職、副分団長、部長、班長については4級、団員については2級相当職とみなし、費用弁償を支給する。

る旅費の例による。

第 1 4 条以下省略

第 1 4 条以下省略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。